

新潟市告示第 1 3 9 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市北区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 3 月 2 4 日

新潟市長 篠 田 昭

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始年月日 |
|-------|---------|---|--------------------|
| 市道 | 豊栄駅・木崎線 | 新潟市北区葛塚字柳原 920 番地先から 新潟市北区鳥屋字鳥屋前 631 番 5 地先まで | 平成 2 0 年 3 月 2 4 日 |
| 市道 | 正尺・早通線 | 新潟市北区葛塚字中大川 864 番 4 地先から 新潟市北区葛塚字下大川 1051 番 1 地先まで | |